（養鶏振興法施行規則の一部改正）

第二十九条　養鶏振興法施行規則（昭和三十五年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号中「㊞」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「㊞」を削り、備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記様式第六号中「㊞」を削り、備考を削る。

（家畜商法施行規則の一部改正）

第三十条　家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
第九条　令第四条の三の家畜商免許証の交付の申請は、別記様式第五号による申請書に、次に掲げる書類を添え、これをその登録をした都道府県知事に提出してしなければならない。 一　新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）になろうとする者の住所、氏名及び生年月日を記載して申請人が記名した書面 二・三　（略）	**第九条**　令第四条の三の家畜商免許証の交付の申請は、別記様式第五号による申請書に、次に掲げる書類を添え、これをその登録をした都道府県知事に提出してしなければならない。 一　新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）になろうとする者の住所、氏名及び生年月日を記載して申請人が記名押印した書面 二・三　（略）

別記様式第一号及び別記様式第三号中「㊞」を削る。

別記様式第四号を次のように改める。

様式第４号（第８条関係）

（表紙）

……2……つ……折……

家　畜　商　免　許　証

備考

1　表紙の寸法は、縦14センチメートル、横11センチメートルとする。

2　表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、金文字又は黄文字入りとする。